



セグロウリミバエ（害虫） の防除を行います

庭木や街路樹等に
「**誘殺板**」を吊り下げます

セグロウリミバエの誘引剤と殺虫剤を染みこませた板です。

不審物ではありません、
捨てないでください。



誘殺板

- ・誠に勝手ながら、地域全体に均等に配置する必要があるため、庭木に吊り下げさせて頂く場合があります。
- ・邪魔な場所にある場合は、近くの目立たない場所に移動をお願いします。
- ・廃棄する場合は、2か月程度経過後にお願い致します。

セグロウリミバエの防除に、ご協力よろしくお願いします。

農林水産省 那覇植物防疫事務所 098-868-1679

沖縄県病虫害防除技術センター 098-886-3880

セグロウリミバエ緊急防除が開始されました



令和6年3月以降、沖縄本島地域に侵入したセグロウリミバエについて、令和7年4月14日から、緊急防除が開始されております。

皆様の防除へのご協力をお願いいたします。

緊急防除のおもな内容

1)対象作物の沖縄本島外への移動が規制されます。

※農家は市町村・JAを通じ検査の申請が必要となります。

※家庭菜園から本島外へのは移動はできません。

※対象作物等については、下記QRコードからご確認ください。

2)その他の防除

- トラップや誘殺板を増設します。



- 寄主果発見地周辺で殺虫剤を散布します。



- 寄主植物の除去を行います。

*家庭菜園や野生植物も対象となります。

*所有者の同意を得て行います。



- 県では、セグロウリミバエ根絶のため、不妊虫を大量放飼します。

※2025年6月順次開始予定

